

# 低圧季節別時間帯別電力

低 圧 特 別 約 款  
( 料 金 表 )

2023年7月1日 実施

 北陸電力株式会社



# 本 則

## 1 契約種別

この低圧特別約款（料金表）の低圧季節別時間帯別電力（以下「この料金表」といいます。）の契約種別は、低圧季節別時間帯別電力といたします。

## 2 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当し、かつ、お客さまがこの料金表の適用を希望される場合に適用いたします。

ただし、時報用または警報用のみに使用する場合等の需要は含みません。

- (1) 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。
- (2) 1 需要場所において電灯または小型機器を使用する需要とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

また、1 需要場所において電灯または小型機器を使用する需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、低圧特別約款（基本契約要綱）（以下「要綱」といいます。）1（適用）(2)を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(1)に該当し、かつ、(2)の契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

なお、この料金表から他の契約種別等に変更された後1年に満たないお客さまについては、この料金表を適用いたしません。

### 3 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式，供給電圧および周波数は，当該一般送配電事業者等が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等に定めるところによるものといたします。

### 4 契約電力

契約電力は，要綱5（契約電流および契約容量ならびに契約電力）(3)によりえた値といたします。

### 5 時間帯区分

時間帯区分は，次のとおりといたします。

#### (1) ピーク時間

毎年7月1日から9月30日までの毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。

#### (2) その他時間

ピーク時間以外の時間をいいます。

### 6 料 金

料金は，基本料金，電力量料金および要綱別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，要綱別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が要綱別表2（燃料費調整）(1)ホに定める基準燃料価格を下回る場合は，要綱別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，要綱別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が要綱別表2（燃料費調整）(1)ホに定める基準燃料価格を上回る場合は，要綱別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

## (1) 基本料金

基本料金は、契約電力に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

1 契約につき最初の10キロワットまで	14,685円00銭
上記をこえる1キロワットにつき	1,468円50銭

## (2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、ピーク時間に使用された電力量にはピーク時間料金を、その他時間に使用された電力量にはその他時間料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月にピーク時間を含む期間およびピーク時間を含まない期間がともに含まれる場合のその1月のピーク時間の使用電力量は、計量値を確認するときを除き、その1月の毎日午後1時から午後4時までの使用電力量をその1月に含まれるピーク時間を含む期間の日数およびピーク時間を含まない期間の日数の比であん分してえた値といたします。

### イ ピーク時間

1 キロワット時につき	23円97銭
-------------	--------

### ロ その他時間

1 キロワット時につき	23円97銭
-------------	--------

## 7 使用電力量の計量

使用電力量の計量は、原則として毎日午後1時から午後4時までの時間帯とそれ以外の時間帯別に行ないます。この場合、それぞれの使用電力量の計量は、要綱18（使用電力量の計量）に準ずるものといたします。

なお、記録型計量器により計量する場合の料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は、次によります。

(1) 30分単位で計量しない場合は、各時間帯ごとに、その開始時刻および終了時刻における電力量計の読みの差引きにより算定された値を合算してえた値

(乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。)といたします。

(2) 30分単位で計量する場合は、各時間帯ごとに、30分ごとの使用電力量を料金の算定期間(ただし、需給契約が消滅した場合で、特別の事情があるときは、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。)において合計した値といたします。

## 8 その他

その他の事項については、要綱によるものといたします。

## 附 則

### 1 この料金表の実施期日

この料金表は、2023年7月1日から実施いたします。

### 2 この料金表の実施にともなう切替措置

この料金表実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、要綱19（料金の算定）および要綱20（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。